

4. 世界遺産の登録基準への該当性

(1) 資産の適用種別と世界文化遺産の登録基準

<適用種別>

「記念工作物」及び「遺跡」

<登録基準>

- i) 三徳山は自然と人間を融合させた人間の創造的才能を窺い知ることができる文化遺産である。中でも投入堂は、断崖に臨む岩窟という限られた空間に建てられた異色の懸造建築で、その独特の構造と意匠は、修験道の本尊を安置する蔵王堂として、崖下から仰ぎ拝されるという特殊な性格の建物として、その美の極限を目指したものである。
- iv) 三徳山の中核に位置づけられる行者道には、急峻な地形をそのままに利用しながら、懸造を基本とする建築技術によって完成された建造物群がある。三徳山の自然の中に配された建造物群は一幅の山水画のような景観を形成しており、優れた景観設計に基づく文化的景観としても歴史上、芸術上の価値が高い。さらに、この建造物群、文化的景観は、変動する社会情勢に翻弄され、衰退と再興を繰り返しながらも、古来の姿を失うことなく今に伝えられており、顕著な普遍的価値を有している。
- vi) 三徳山を構成する自然環境と建造物群や遺跡は、本地垂迹思想に基づく神仏習合の姿、修験道の信仰形態の特質を表す顕著な事例である。急峻で複雑な地形を巧みに利用した設計思想により求道の過程が表現された行者道と、それを包み込む自然によって、信仰、精神に関する独特の文化的景観が形成されている。そして、古来より変わらない姿が今も極めて良好に保たれており、東アジア地域における同種資産の中でも模範例として顕著な価値を有している。

(2) 真実性・完全性の証明

①形状・意匠

資産を構成する木造建造物は、再建や破損等に伴う修理を行ってきたが、その歴史的な価値を示す意匠、構造については、今に真実性を保っている。また保存状態が極めて良好であることに加え、年輪年代測定法により投入堂、納経堂の建築年代が裏付けされるなど、その完全性も証明されている。更に投入堂に至る行者道と三徳山全体は、創建当初の姿を今に伝えるとともに、史跡及び名勝として開発等から保護されている。

②材料・材質

資産を構成する木造建造物について修理を必要とする場合は、必要最低限の修理とし、当初材を残し、取替えの場合も同種材を用いた上で、旧材についても重要なものは保管して、材料、材質の真実性を担保している。石垣の石材等についても同様であり、行者道の修理に用いる土も三徳山内より採取している。

③技能

木造建造物、石垣等の修理に際して、当初材を活かし、その価値を損ねることがないように、当初材の加工技法に即した形での伝統的な工法を採用し、真実性の保持に努めている。

④位置・環境

木造建造物は創建当初の位置を保ち、調査により明らかとなった地下遺構は原位置での保存措置を講じている。また、地形や土地利用形態及び植生などの自然環境は、信仰の場として良好に保たれると同時に、名勝の指定要件としてもその保護が図られており、その真実性とともに完全性の条件も保持している。さらに現存しない建物等についても、絵図の記載、調査による地下遺構、出土遺物から行場や坊舎が存在していたことを追及することは可能である。

(3) 類似遺産との比較

変動する社会情勢を反映し、衰退と再興の歴史を繰り返すが、幽谷に神仏の姿を求め、仏教と日本古来の自然崇拝が融合した霊山としての三徳山の文化的景観は、時を越えて今に伝えられており、世界にも類を見ない顕著な価値を持つものである。